

調整給付金（不足額給付）の申請はお済みでしょうか



問 物価高騰対応重点支援給付金窓口
福祉課 地域福祉係
0120-1200-825
0952-75-2113

調整給付金（不足額給付）を受給できる可能性がある対象者へ、令和7年7月から8月にかけて給付手続きの案内を送付しています。まだ申請されていない人は、申請期限が10月31日（金）までとなっていますので、期限内に手続きをしてください。

■基準日など

令和7年1月1日において多久市の住民基本台帳に登録がある対象の納税者

■対象者

＜不足額給付Ⅰ＞

令和6年度に給付した当初調整給付の算定に際し、令和5年所得などを基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績などが確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人（対象者の合計所得金額が1,805万円以下に限る。）

＜不足額給付Ⅱ＞

個別に書類の提示（申請）に

より、給付要件を確認して給付する必要がある人であって、以下のいずれの要件も満たす人
◎所得税および個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（本人として定額減税対象外）の人
◎税制度上「扶養親族」から外れてしまう人（扶養親族などとしても定額減税対象外）
◎低所得世帯向け給付（令和5年非課税給付など、令和6年非課税化給付など）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない人

■給付額

＜不足額給付Ⅰ＞

「不足額給付時における調整給付所要額」－「当初調整給付時における調整給付所要額」

＜不足額給付Ⅱ＞

4万円（定額）

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった人は3万円

■申請期限

10月31日（金）
当日消印有効

戦没者遺族相談員にご相談ください



問 福祉課 地域福祉係 ☎0952-75-2113 / 多久市遺族会（糸山） ☎0952-75-5002

戦没者遺族相談員は、戦没者遺族の高齢化や遺族としての心理的、社会的特殊性を考慮し、各種の援護を効果的に実施し、福祉の一層の充実を図るべく設けられた制度です。知事の推薦により厚生労働大臣から業務を委託されます。

※相談内容を他者に漏らすことは絶対にありませんので、安心してご相談ください

■戦没者遺族相談員

多久市遺族会会長 いとやま よしあき 糸山 喜昭

（任期：令和7年10月1日から令和9年9月30日）

■相談内容

- (1)戦没者遺族についての各種年金、給付金などの受給に関する相談・指導
- (2)戦没者遺族の生活上の問題に関する相談・指導
- (3)戦没者遺族などが利用することのできる社会福祉施設などに関する相談・指導
- (4)その他、遺族会に関すること

令和7年度厚生労働省委託事業
高齢者活躍人材確保育成事業

受講生募集中 受講料無料

申込み
お問合せ先

公益社団法人 佐賀県シルバー人材センター連合会
TEL 0952-20-2011

または、お近くのシルバー人材センターへ

マンション施設 管理員養成講習

講習会場：高齢者ふれあい会館「りふれ」
実施時期：令和7年11月11日（火）～
11月12日（水）（2日間）
締切日：10月30日（木）

連合会HPへ



対象者

佐賀県内在住の60歳以上で、
受講後シルバー人材センター
に入会を希望する方

福祉車両送迎 運転者講習



講習会場：武雄市旧山内庁舎（武雄市）
実施時期：令和7年11月18日（火）～
11月19日（水）（2日間）
締切日：11月6日（木）

・「受講申込書」の
提出が必要です
・日程、会場は変更
になる場合があります

定員
10名